

○一部事務組合下田メディカルセンター事務専決規程

平成 28 年 11 月 18 日

一部事務組合下田メディカルセンター訓令第 1 号

改正 令和 2 年 3 月 19 日一部事務組合下田メディカルセンター訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、管理者の権限に属する一部事務組合下田メディカルセンター（以下「組合」という。）の病院事業事務及び介護老人保健施設事業事務を迅速に処理し、事務効率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者若しくは管理者の権限を委任された者又は専決権限を有する者との権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 あらかじめ定められた者が、この規程に定める範囲に属する一定の事項について、管理者又は管理者の権限を委任された者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合において、あらかじめ定められた者がこの規程に定める範囲に属する一定の事項について、当該決裁権者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁権者が旅行又は傷病その他の理由により自ら決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 事務局長 組合行政組織規則（平成 9 年共立湊病院組合規則第 3 号。以下規則という。）第 5 条第 1 号に規定する事務局長をいう。
- (6) 事務職員 規則第 5 条第 1 号に規定する事務職員をいう。

(専決できない事項)

第 3 条 事務局長の専決できない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 組合の廃置分合及び境界変更に関すること。
- (2) 組合の運営に関する方針の決定及び変更並びに重要な施策の執行に関すること。
- (3) 組合議会の招集に関すること。
- (4) 組合議会に提出する議案、諮問及び報告に関すること。
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条及び第 180 条の規定に基づく専決処分に関すること。
- (6) 条例、規則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること。
- (7) 特に重要な会議の招集及び付議事項に関すること。

- (8) 審査請求、訴訟、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (9) 特に重要な請願、陳情及び建議に関すること。
- (10) 特に重要な告示、公告、公表、訓令、通達、指令、通知、申請、上申、副申、証明、届出、調査、諮問、照会、回答、報告及び復命その他これらに類する事項に関すること。
- (11) 指定管理と締結した協定書及び覚書に規定する事項に関すること。
- (12) 事務の委任に関すること。
- (13) 組合運営に対する世論の聴取及びその要望事項の処理推進に関すること。
- (14) 住民に対する重要事項の伝達に関すること。
- (15) 組合議会の同意を要する委員等及び附属機関その他これに類するものの委員等の任免、委嘱及び解職に関すること。
- (16) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、賞罰その他重要な人事に関すること。
- (17) 褒彰若しくは表彰の決定及び被褒彰者若しくは被表彰者の推薦に関すること。
- (18) 事務局長の旅行命令に関すること。
- (19) 職員の海外旅行命令に関すること。
- (20) 職員の異例な勤務に関すること。
- (21) 施設の設置及び処分に関すること。
- (22) 基金の処分に関すること。
- (23) 重要な寄附の採納に関すること。
- (24) 損害賠償に関すること。
- (25) 他の行政機関との重要な協議に関すること。
- (26) 予算を編成すること。
- (27) 公有財産の売払いの決定及び契約に関すること。

(専決事項)

第4条 事務局長の専決事項は、別表に掲げるとおりとする。

(専決にかかる報告)

第5条 専決者は、専決した事項を管理者に報告しなければならない。

(代決)

第6条 代決は、次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 管理者が決裁権者であるもの 事務局長
- (2) 事務局長が決裁権者であるもの 事務職員

2 前項の場合において、重要な事項又は異例若しくは先例になると認められる事項については、代決することはできない。

3 代決した事項は、代決後速やかに決裁権者に報告し、後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日一部事務組合下田メディカルセンター訓令第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

専決事項

（1）庶務に関する事項

専決事項		専決者	備考
文書	収受・発送	事務局長	
	保存・廃棄		
	告示、公告、公表、訓令、通達、指令、通知、申請、上申、副申、証明、届出、調査、諮問、照会、回答、報告、復命その他これらに類するもの		定例的又は軽易なもの
事務引継書の受理			事務職員

（2）人事に関する事項

専決事項	専決者	備考
会計年度任用職員及び臨時的任用職員の雇用	事務局長	事務職員
休暇		事務職員
時間外（休日）勤務命令		事務職員
旅行命令		事務職員（海外旅行命令は、除く。）
職務専念義務の免除		事務職員

（3）土地・建物等に関する事項

専決事項	専決者	備考
賃貸借（年間）	事務局長	3万円以下
登記・地目変更		
土地の測量		
施設等の管理		定例的又は一時的使用

（4）工事の請負に関する事項

専決事項	専決者	備考
予算執行伺（施行決定）	事務局長	50万円以下
入札予定価格決定		
監督員の任命		
工事完成検査の復命（報告）		

(5) 財務に関する事項

専決事項		専決者	備考		
支出負担行為	1 給料	事務局長			
	2 職員手当等				
	3 賞与引当金繰入額				
	5 報酬				
	6 法定福利費				
	7 法定福利費引当金繰入額				
	8 報償費		3万円以下		
	9 旅費		費用弁償		
			上記以外のもの	出張命令簿による。	
	10 需用費		光熱水費・燃料費		
			食糧費	1万円以下	
			修繕料	物品	3万円以下
				物品以外のもの	10万円以下
	上記以外のもの		3万円以下		
	12 役務費		保険料		
			通信運搬費	3万円以下	
			上記以外のもの	3万円以下	
	13 委託料			10万円以下	
	14 使用料			3万円以下	
	15 交際費			1万円以下	
	16 公有財産購入費			10万円以下	
	17 備品購入費			3万円以下	
	18 負担金 補助及び 交付金		公正委員会負担金、非常勤公務 災害負担金、静岡県自治体病院 開設者協議会負担金、指定管理 者交付金		10万円以下
			上記以外のもの		3万円以下
19 手数料					
20 図書費					
21 雑費					
22 報償金		1万円以下			
23 積立金					
24 寄附金		1万円以下			

支出負担行為	25 公課費（消費税を除く。）		事務局長	
	26 減価償却費	建物減価償却費、機械備品減価償却費、車輛運搬具減価償却費、構築物減価償却費、リース資産減価償却費、その他有形固定資産減価償却費、無形固定資産減価償却費		
	27 資産減耗費			10万円以下
	28 支払利息及び企業債取扱諸費			50万円以下
	29 長期前払消費税勘定償却			50万円以下
	30 消費税			50万円以下
	31 過年度修正損			1万円以下
	32 病院増改築費			50万円以下
	33 器械整備費			50万円以下
	34 企業債償還金			50万円以下
35 補助金返還		1万円以下		
上記以外の支出負担行為			3万円以下	
支出命令				
収入調定			50万円以下	
収入命令				
予備費の充用			1万円以下	
予算の流用			1万円以下	
徴収事務	使用料、手数料、その他の諸収入の調定、徴収、督促			
	使用料、手数料の減免	法令（条例を含む。）によるもの。官公署官公吏の請求		
		上記以外のもの		
国県支出金の交付申請書（要望書）	予算計上済のもの			
	上記以外のもの		50万円以下	
国県支出金の請求及び実績報告書				
歳入歳出外現金の収入支出				